第４章　資金

（資金の運用計画）

第25条　主たる事務所の主管責任者は、資金を効率的に運用するため、長期及び短期の資金運用計画を立てるものとする。

２　資金の調達及び運用は、主たる事務所の主管責任者がこれを行うものとする。ただし、特殊な資金については、財務担当責任者の指示を得て、これを行うものとする。

（金銭の貸借）

第26条　金銭の貸借は、原則として、会長の承認を得てこれを行うものとする。

（債権の保全）

第27条　（削除）

（回収不能債権の償却）

第28条　回収不能債権を償却するときは、予め理事会の承認を受けなければならない。ただし、償却しようとする回収不能債権の額が小額の場合は、この限りでない。

第５章　基金会計

（基金会計の設置）

第29条　定款第66条に規定する基金のうち、一般会計における基金については、会計の中に基金会計を設置し、本協会の他の資産と区分して処理する。

２　定款第66条に規定する基金のうち、理事会決議に基づき、特定の事業目的のために置かれた基金については、第５条第３項に規定する特別会計として、前項の基金会計とは別に区分した基金会計を設置することができる。

（基金の管理及び運用）

第30条　一般会計における基金は、一般基金として区分して管理し、理事会が定める基準により運用する。

（加入金の基金繰入れ）

第31条　定款第18条第２項に規定する協会員の加入金については、収納の都度、これを一般基金に繰り入れる。

（運用益の処理）

第32条　一般基金の運用益については、予算の定めるところにより、本会計の収入に繰り入れることができる。

第６章　固定資産

（固定資産の範囲）

第33条　この規則において、固定資産とは、保有する資産のうち、流動資産以外の資産で、耐用年数１年以上、取得価格20万円以上の有形固定資産と無形固定資産をいう。

２　資産計上されたリース資産についても固定資産として取り扱うものとする。

（取得及び廃棄等の手続き）

第34条　固定資産の取得、全額償却及び廃棄等は、原則として、財務担当責任者の承認を受けて、これを行うものとする。

（固定資産台帳）

第35条　固定資産については、固定資産台帳を備え付けるものとする。

（減価償却）

第36条　固定資産（土地を除く。）については、原則として、毎会計年度末に減価償却を行うものとする。

２　減価償却の方法は、原則として、直接法による定額法とし、その耐用年数及び残存価格については、法人税法施行規則に定めるところによる。

（損害保険）

第37条　火災等により損害を受けるおそれがある固定資産については、適正な額の損害保険を掛けるものとする。

２　前項に規定する適正な額については、財務担当責任者がこれを決定する。

（現物照合）

第38条　有形固定資産については、毎会計年度に１回以上、固定資産台帳と現物とを照合するものとする。

第７章　予算

（収支予算）

第39条　本協会は、毎会計年度の収支予算案を作成して、総会に提出し、その承認を受けなければならない。

２　収支予算の変更については、前項の規定を準用する。

（収支予算成立前の支出）

第40条　本協会は、前条に規定する当該会計年度の収支予算が総会で承認されるまでの期間、会長の承認を得て通常必要と認められる経費を支出することができる。

（予備費）

第41条　予算の作成においては、予想しがたい支出に充てるため、相当額の予備費を計上することができる。

２　予備費を支出したときは、その金額及び理由を理事会に報告し、承認を得なければならない。

（予算の流用）

第42条　支出予算は、その目的に従って区分するものとし、予算の実施上適当かつ必要な場合に限り、第15条に規定する「勘定科目表」における中科目に分類される範囲内で、相互に流用することができる。

２　予算の流用を行った場合は、理事会において当該会計年度の決算財務諸表の承認を得るときまでに、理事会において当該流用に関する承認を得なければならない。

第８章　決算

（決算）

第43条　本協会は、会計年度毎に決算を行い、次の各号に掲げる財務諸表、附属明細書、財産目録及び収支計算書（以下「財務諸表等」という。）を作成し、監事の監査を経て総会に提出して、その承認を受けなければならない。

１　財務諸表

⑴　貸借対照表

⑵　正味財産増減計算書

２　附属明細書

３　財産目録

４　収支計算書

（月次仮決算）

第44条　本協会は、毎月月次仮決算を行い、次の各号に掲げる財務諸表等を作成する。

１　財務諸表

⑴　貸借対照表

⑵　正味財産増減計算書

２　財産目録

３　収支計算書

附　則

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

附　則

この規則は、平成21年６月18日から改正施行する。

（21. 4.28　第１回理事会決議）

改正条項は次のとおり

・　第１条、第４条、第５条第１項、第７条、第29条第１項及び第２項を改正

附　則

この規則は、平成22年６月15日から改正施行する。

（22. 4.27　第１回理事会決議）

改正条項は次のとおり

・　第１条、第４条、第５条第１項、第７条、第29条第１項及び第２項を改正

附　則

この規則は、平成22年12月21日から改正施行する。

（22.12.21　第９回理事会決議）

改正条項は次のとおり

・　第２条、第５条、第６条、第８条第１項及び第３項、第９条第１項、第11条第１項、第12条、第13条、第15条第２項、第16条、第17条、第18条、第19条第２項、第24条第２項、第27条、第29条第２項、第33条、第35条、第36条、第42条第１項、第43条、第44条を改正

中部地方整備局公示

木曽川水系長良川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項及び第４項の規定に基づき措置した船舶（以下「物件」という。）について、当該物件の所有者、占有者その他物件について権原を有する者に対し、当該物件を返還するため、河川法施行令第39条の３第１項第２号の規定に基づき公示する。

平成23年1月20日

中部地方整備局長　富田　英治

１　保管した物件の名称又は種類及び数量　船舶９隻

２　保管した物件の放置されていた場所及び当該物件を除却した日

⑴　保管した物件の放置されていた場所　三重県桑名市長島町松之木地先　一級河川木曽川水系長良川（左岸11.6km付近）

⑵　当該物件を除却した日　平成22年12月７日

３　当該物件の保管を始めた日及び保管の場所

⑴　当該物件の保管を始めた日　平成22年12月７日

⑵　保管の場所　愛知県愛西市福原新田町地先（一級河川木曽川水系木曽川右岸12.2km）

４　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所占用調整課に申し出ること。

５　問い合わせ先　三重県桑名市大字福島465　国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所占用調整課　電話0594―24―5718